

令和2年度 第3回浦川原区地域協議会 次第

と き 令和2年5月30日(土) 13時00分～
ところ 浦川原地区公民館 3階 講堂

1 開会 (:)

- 会議の成立確認(成立出席委員数6人) 出席委員数 人 欠席委員数 人
- 会議録の内容確認者の指名 確認委員の氏名 赤川 義男 委員

2 報告

(1)会長報告

(2)委員報告

3 協議

(1)令和2年度浦川原区地域活動支援事業の審査について(資料1)

- ①提案者との質疑応答及び個人審査
- ②全体審査

(2)諮問案件における書面審議について(資料2)

4 その他

(1)次回の開催日時等について

- ・日時 _____ 月 _____ 日 () _____ 時 _____ 分から
- ・会場 _____

5 閉会 (:)

令和2年度 浦川原区地域活動支援事業提案事業審査会 日程表

13:00~ 13:15 開会、報告等

No.	時間帯		項目	提案事業名	提案者の名称	事業費等(単位:千円)		事業内容の概要
						事業費	補助希望額	
1	13:15~13:25	10分	質疑・応答 (10分)	うらがわら雪あかりフェスタ	うらがわら雪あかりフェスタ実行委員会	100	100	イベントを通じて区内の交流と区外からの誘客を進め、雪と親しみながら地域活力の向上を目指す。
5分 個人審査・次の準備など								
2	13:30~13:40	10分	質疑・応答 (10分)	うらがわらまつり等地域活性化事業	NPO法人 夢あふれるまち浦川原	1,661	1,660	うらがわらまつりにおいて、ワンタッチテントを購入することで、イベント従事者の負担軽減を図る。また、購入した機材を区内小中学校及び各種地域活動団体に貸出支援を行うことで地域の活性化に寄与する。
5分 個人審査・次の準備など								
3	13:45~13:55	10分	質疑・応答 (10分)	事務代行地域活性化事業	NPO法人 夢あふれるまち浦川原	1,078	1,078	法人が月1回発行し全戸配布している会報誌の印刷作業の効率化を図るため、コピー機を購入する。また、区内住民や各種団体の事務代行としてコピー機を活用することにより、地域の活性化に寄与する。
5分 個人審査・次の準備など								
4	14:00~14:10	10分	質疑・応答 (10分)	浦川原区シンボル像リウラとラウラ補修事業	NPO法人 夢あふれるまち浦川原	841	840	浦川原村の時代、村のシンボルとして建立した「リウラとラウラの像」が老朽化したため、地域住民と協力し、補修作業を行うことで、地域住民はもちろん、他県などから訪れた方々に心のやすらぎを与え、地域の活力の向上を図る。
5分 個人審査・次の準備など								
5	14:15~14:25	10分	質疑・応答 (10分)	UMA音楽イベント事業	浦川原音楽協会(UMA)	500	480	音楽、楽器演奏を趣味で楽しむ、嗜んでいる浦川原区住民に対し、日頃の練習の成果を発表する機会を提供し、幅広い人の輪、繋がりを持つことで、より豊かな感性の育成、日々の生活に張り合いと潤いを与える。
5分 個人審査・次の準備など								
6	14:30~14:40	10分	質疑・応答 (10分)	草刈り等に係る地域活性化事業	NPO法人 夢あふれるまち浦川原	732	731	浦川原区内では閉校になった小学校のグラウンドの草刈り作業などを「イノシシ対策」のために行っているが、作業員の負担が大きい。乗用タイプの草刈り機を購入し、各種地域活動団体等に貸し出しを行う。
5分 個人審査・次の準備など								
7	14:45~14:55	10分	質疑・応答 (10分)	うらスポフェスタ等地域活性化事業	NPO法人 うらがわらスポーツクラブ	481	481	地域住民に対して、スポーツの振興と健康づくりを目的としたスポーツイベントを開催することで、豊かな地域社会の創造に寄与する。また、多様な地域スポーツイベントに利用可能な備品を整備することで、地域の連携やスポーツ振興の向上が図られ、継続性が高い運営につなげる。
14:55~15:15		20分	休憩	個人採点集計作業				
15:15~			全体審査 (全委員による協議)					

補助希望額合計①	5,370 千円
浦川原区配分額②	5,400 千円
差 引 額③(②-①)	30 千円

地域協議会委員から提出のあった質問事項

事業番号：1 事業名：うらがわら雪あかりフェスタ

提案団体：うらがわら雪あかりフェスタ実行委員会

質問内容

- ①「参加実績のない町内会へ参加を呼びかける」とありますが、お考えのように区全体がより一体となったイベントにするために、主たる会場や国道・県道から離れた地域をどのように取り込むか、具体的な策を教えてください。

(回答)：既に取り組んでいる「事例を参考」に取り組んで頂く事を進めます。
例えば、集会場周辺で取組むことにより、町内会一同(飲食を兼ねて)
で冬の一時を楽しんでもらう。
なお、中学生に配布し地域活動に参加している意識高揚を図ります。

- ②購入する色付きプラスチックカップは、環境面に配慮したものですか。また、ロウソクの炎の熱に対する強度は大丈夫ですか。

(回答)：実例を確認しますと、燃え尽きますが有害な面は無いとのことです。

地域協議会委員から提出のあった質問事項

事業番号：2 事業名：うらがわらまつり等地域活性化事業

提案団体：NPO法人 夢あふれるまち浦川原

質問内容

①テントの購入費だけで、他への効用がないではありませんか。

(回答)： 昨年度も7セットの採択を頂きました。それによりうらがわらまつりのテントのリース料金が約10万円ほど削減され、それをまつりの「足長ピエロ」の出演料に充当し多くのお客様に喜んで頂きました。また、浦川原中学校、浦川原スポーツクラブ、有島町内会、大浦安げんき市などにも無料で貸し出しを行い、年間を通して多くの利活用の実績があります。

②今年購入すればテントの必要数は揃いますか。

(回答)： 現在の規模のうらがわらまつりを継続するのであれば、約90%の必要数が確保出来たと考えています。但し、当法人が住民組織であることの役割は、広く浦川原区の個人、諸団体への支援であり、一応基準はうらがわらまつりに置いていますが必要と判断した場合はこの限りではありません。

③昨年同様購入する備品の貸し出しをお考えですが、昨年の貸し出し実績を教えてください(回数、延べ個数等)。また、区内他団体の需要は把握していますか。

(回答)： 回数は5回、延べセット数は29セットです(うらがわらまつりを除く)。区内他団体の需要は当法人なりに把握しており、広報誌「夢だより」でも情報提供、発信をしています。

④昨年導入した備品の貸し出し時、強風による破損がありました。幸い人的被害はなかったようですが、安全面でどのような対策をお考えですか。

(回答)：貸し出しに関しては無償です。但し貸し出し台帳にて破損その他の責任の所在を明記、確認し管理しています。安全面については、テント本体は他の物品(車、草刈機 等)と違い、貸し出しに起因する事故は想定していません。従って先方のイベント保険などで対応して頂く事になると考えています。(例えば 机、椅子の貸し出しなどもある訳ですが、椅子につまずいて転倒しケガをした場合、貸し出し側に責任があるのでしょうか)

⑤今夏、市内における様々なイベントがすでに中止決定となっている中、うらがわらまつりの開催可否はいつ判断しますか。また、中止となった場合でも事業は実施しますか。

(回答)：5月8日(金)に「浦川原区」で構成される実行委員会(第1回)を開催しました。1時間に及ぶ協議の結果、中止と決定しました。中止と決定しましたが、今後のイベント等には多くの利活用があるためこの事業は実施します。

⑥イベントでのテントの必要性は十分理解できますが、総合事務所（上越市）からの借用テントの経年劣化について、上越市と協議はされておりますか。上越市には、相当数のテントが有ると思われるが、イベント時の借用も協議されましたか。

(回答)：書面による協議書はありません。昨年度も提案書を受理していただき、おり採択方針との整合性が大きくかけ離れているとは考えていません。他団体への貸し出し実績もあり、利便性、簡便性などについても総合事務所からはそれなりの評価を得ていると考えています。(上越市のイベント、大浦安げんき市にも貸し出しをしている。)

⑦又、貴法人のみならず区内活動団体への貸出も考えておられるが、どの程度の貸出（回数・数量）を想定されていますか。

(回答)： 昨年度の貸し出し実績については ③ の回答をご参照ください。
今年度については新型コロナウイルスの影響により想定できません。
平常の状態に戻り活動できる様になれば年間7回程度、35セット程度を想定しています。(令和元年度の貸し出し実績以上)

⑧また、借用テントの重量も問題視されていますが、貴法人内での設営方法(人数等)について検討はされておりますか。購入後の維持管理(保管・メンテナンス)はどの様にされる予定かお聞かせください。

(回答)： いままでのテント(2K×3K)では、設営するのに最低でも6名が必要です。
新規購入のテント(昨年購入済み)は3名で設営が出来ます。昨年採択済みのテントと合わせて、総合事務所の一画で保管します。車庫棟内の一画であり、防犯、通気性等に問題が無く借用についても書面にて総合事務所と合意済みであり特に問題が無いと考えています。

⑨区への要望を含めて、今、新型コロナウイルスがまだ終息が見えない中、うらがわらまつりの実施をするのか、又、祭りの内容の変更等を確認したい。

(回答)： ⑤ の回答をご参照ください。5月8日(金)の第1回実行委員会において中止と決定しております。上越タイムスをはじめ新潟日報社、東頸新聞へも連絡済みであり既に報道されています。また総合事務所を通じて市内の多くの関係機関へも周知済みです。

⑩現在保有しているテントの数量と今回申請のワンタッチテント7基の必要性の根拠を教えてください。

(回答)：現在、7セットを保有しています。うらがわらまつりでは7セットでは足りません。今回7セットをプラスすることにより、まつりの経費が削減されます。それによりその経費を他へ充当し、よりまつりの内容が充実したものになると考えています(①の回答をご参照ください)。また足りないテントの収集、収納などにも多くの時間と労力を要しています。それらも簡便化されると考えています。また他団体などへの貸し出しも行っており評価を得ているという実績もあります。
以上が当法人が考え得る根拠です。

地域協議会委員から提出のあった質問事項

事業番号：3 事業名：事務代行地域活性化事業

提案団体：NPO法人 夢あふれるまち浦川原

質問内容

①備品として、コピー機を購入するのではないのですか。

(回答)： 当法人では20万円以上のものに対して備品という扱いをしています。
「大量印刷を主目的とする印刷機」の今回の提案は、採択後広く地域の皆様に還元出来る要素があるため提案したものです。各町内会長、諸団体において印刷物等により啓発、連絡等を広く広報することが求められている
現在、当法人としての役割をはたすべく努力する必要があると考えています。

②減額採択や不採択の場合でも事業は実施しますか。

(回答)： 減額採択や不採択の場合は実施しません。

③現在のリース契約の印刷機は故障が多いのですか。昨年度のメンテナンスの内容と回数を教えてください。

(回答)： 現在のところ故障はないが、新品より5～6年後に金属疲労等による故障が急増することがメーカーからの報告にあります。(7月でまる5年)
メンテナンスの回数は12回。内容は点検及び調整(給紙及び排紙)です。
リース契約が終了することを機に購入を提案するものです。

④リースではできないメンテナンス契約とは具体的にどのような内容のものですか。

(回答)： 消耗部品の交換等がリース契約では対象となりません。
内容により異なりますが数万円単位の支払いとなることがあります。

⑤「事務代行に大いに活用し」とありますが、購入後の具体的な数値目標（昨年度対比。件数、枚数、利用料収入等）はありますか。

(回答)： 昨年度の利用件数は97件、総枚数は16,433枚、利用料収入は
82,165円です。今後の目標は、「夢だより」などで以上の周知を行い1割
程度の利用増を目標とします。①でも回答しましたが、浦川原区の
活発な諸活動を支援できる体制作りの一環であることをご理解いただき
たいと考えています。

⑥「大量印刷の機能性を上げることにより作業の効率化を図る」とありますが、現在使用している印刷機の機能はどの程度の物ですか（枚/分）。

(回答)： 現在→100枚(1分)、新機種→120枚(1分)。但し印刷物の紙面の内容(文
字のみ、写真あり、)及び印刷速度等により異なる。新機種は電源が入って
から使用までの待ち時間が早くなる。製版時間(読み取りの時間)が早くなる。
画像解像度(ピント合わせ)が上がる。などの利点があります。

⑦「従業員の負担軽減」とありますが、現状で従業員以外に困っている人はいますか。

(回答)： 依頼されたものは従業員だけが作業を行なっているので従業員以外に困
る人はいません。作業する人が度々変わると機械の故障の原因につなが
ると報告を受けています(パネル操作、ボタン操作など)。従って依頼に來ら
れた方が自ら作業することはありません。

⑧貴法人では現在、印刷機のリース契約に保守契約はされていないのか、その理由をお聞かせください。

(回答)： リース契約に保守契約は含まれません。理由はリース料金が非常に高額になるためです。

⑨不測の事態での更新時の値上がり等は、事前に把握出来る事態と考えられ、早期に対応も検討出来ると思われませんが、貴法人の見解をお聞かせください。

(回答)： 新型コロナウイルス感染症の影響により普通では考えられない業界、分野の製品などの値上がりが報告されています。「不測の事態」の把握は出来ないと考えますが、質問の意図が良く理解出来ません。事前に把握が出来ないから不測の事態というのではないのでしょうか。

⑩作業の効率化や従業員の負担軽減は、地域活性化にどの様に寄与するのか、具体的にお聞かせください。

(回答)： 「作業の効率化や従業員の負担軽減」が直接的に地域活性化に寄与するという表現はしていません。間接的には寄与出来ると考えています。

⑪昨年度の貴法人による自主事業の事務代行における区内団体及び住民の利用状況をお聞かせください。

(回答)： 昨年度の実績は、件数で97件、枚数で16,433枚です。3月、4月は町内会、各団体などの決算、総会などのため利用頻度が多くなっています。

⑫浦川原区内住民にとって、印刷機がリースの時に比べ購入した場合、どんなメリットがあるか（現在の料金より安くなるのか、使い方が楽になるのか・・・等）

（回答）：支援事業による採択により、当法人の経費負担が年間で20万円ほど削減されます。多くの皆様から会費を頂き、住民組織であるという観点から経費の削減は必至の課題です。現在の料金(セブンイレブンの約半額)は変わりません。経費の削減が他の事業に寄与すると考えています。

⑬現在の印刷機は滅多に故障しないとの事。過去にどのくらい問題があったか。

（回答）：③の回答をご参照ください。

⑭今回提案の印刷機のスペック（性能）を教えてください。
そして、何故その機種を選定したのかの理由を教えてください。

（回答）：⑥の回答をご参照ください。機種を選定に関してはメーカーの担当者のアドバイスによるところです。

⑮リース契約においても、不測の故障時の修理依頼は可能ではないでしょうか。

リースではできない故障時のメンテナンスの具体的内容を教えてください。

（回答）：③ ④ ⑧ の回答をご参照ください。

地域協議会委員から提出のあった質問事項

事業番号：4 事業名：浦川原区シンボル像リウラとラウラ補修事業

提案団体：NPO法人 夢あふれるまち浦川原

質問内容

①シンボル像補修が必要なのでしょうか。地域に対しての効用が見えない。

(回答)： 当法人では必要と考えます。「必要性がない、効用が見えない」というのは地域(浦川原区)に対する思い、環境への配慮、情操に対する認識などにおいて、質問者と当法人との間に、理念、社会的価値観の相違があると考えます。

②減額採択や不採択の場合でも事業は実施しますか。

(回答)： 減額採択や不採択の場合は実施しません。

③景観の視点で考えた場合、撤去も一つの手段と考えますが、その議論はなされましたか。

(回答)： 所有者は新潟県である(著作権は当法人)。「リウラとラウラ」の成立過程を当法人は認識している。地域住民から修繕の要望が出ている。今後、浦川区の振興に大きな寄与が出来る。以上の理由により撤去の議論はしていません。浦川原村の時代より現在に至るまで浦川原地域への振興の思いは変わっていません。特に若い方からの補修の要望が強くあります。

④当該モニュメントは「NPO法人夢あふれるまち浦川原が所有する」と記載がありますが、貴法人の財産目録のどの部分に記載されていますか。

(回答)： 「所有」とは著作権、肖像権のことです(著作権については既得権益による)。土地が新潟県の所有なので立像本体(フィジカルな部分)の所有者は新潟県となります。地域振興局(東維持)との5回程の協議により合意済みです。
以上の理由により当法人の財産目録については記載がありません。

⑤リウラとラウラは浦川原村のシンボルであったという認識・位置付けはありますが、浦川原区のシンボルという根拠はありますか。

(回答)： 「シンボル」という言葉自体が哲学的、隠然的であるため、質問者の「シンボルであったという認識・位置付けがある」ということ自体が根拠の一部となると考えます。また、合併後の浦川原区の地域協議会の議事録の中に村から上越市への移行のなかでその著作権などは当法人が引き継ぐことが明記されています。以上の理由により当法人では「リウラとラウラは浦川原区のシンボルである」と認識しています、

⑥作業費には、塗装にかかる費用が含まれていますか。

(回答)： 含まれています。

⑦国道沿いの六日町地内と比較して、真光寺地内を訪れる他県の方は少ないと思われま。真光寺地内へはどのような目的で来訪があると思いますか。

(回答)： 都会からの帰省、他の理由があると考えます。訪れる方の多い少ないを第一義的に考えている訳ではありません。環境保全、地域への思い、情操など多くの効果を想定しています。「人口が少ないから必要がない」という考えは「住民組織」の立場として間違っています。一人でも居住されていればその尊厳は守られなければならないと考えています。

⑧六日町・真光寺地区の「リウラとラウラ像」の所有管理母体はどこなのか。

(回答)： 新潟県です。
(新潟県上越地域振興局地域整備部 上越東維持管理事務所 維持管理課)

⑨貴法人が所有管理者ならば、今回の修繕後のメンテナンスや景観維持を今後どの様にするのか、お聞かせください。

(回答)： 当法人は直接的な管理者ではありません。質問の ④ ⑤ の回答をご参照ください。修繕後は、適宜、草刈り、パトロールなどをおこないます。草刈り等の時にはボランティアを募ります。是非、ご参加ください。

⑩「リウラとラウラ」を浦川原区のシンボルと位置づけるならば、今後の維持管理の為の寄付や募金等、及びイラストの使用料徴収などの考えはありませんか。

(回答)： 今後検討します。大変良い発想を頂きました。ライトアップなどで大きな効果が期待できると思います。

⑪「リウラとラウラ」に関して、住民の強い修繕要望が有る反面、関心も薄らいでいる現状をどの様に捉えておられますか。

(回答)： 残念な思いです。今後、当法人及び関係者により情報発信、啓発に努めます。 ⑩ の回答をご参照ください。

地域協議会委員から提出のあった質問事項

事業番号：5 事業名：UMA音楽イベント事業

提案団体：浦川原音楽協会（UMA）

質問内容

① 2つのコンサートイベントそれぞれの集客見込み(目標)を教えてください。

(回答)：1. 8月開催 LIVE AT BUDOEN 300名
2. 11月開催 UMA FAMILY コンサート 2020 100名

② 野外コンサートのチラシの折込料が計上されていませんが、どのような手段で配布しますか。

(回答)：本当なら折込したいのですが、予算の関係上、野外コンサートのチラシ、ポスターについては、これまで同様 UMA 会員は勿論、出演者、出演団体や出店者に呼びかけお願いし、市内外に人海戦術で配布したり、お店やいろんな施設等に置いてもらうことを考えています。

③ 当事業のQ&A集4-5に地域活動支援事業を活用した事業であることの表示が求められています。これは昨年度までも同様でしたが、過去に実施した事業においてこの記載が見当たりませんでした。記載しなかった(できなかった)理由を教えてください。

(回答)：その記載しなければならぬことを知らずに見落としておりました。今年の事業に於いては、チラシ、ポスターにそのことをきちんと掲載することと致します。

④ ファミリーコンサートは以前入場料500円を徴収していたと思います。これを徴収しなくなった理由を教えてください。

(回答)：入場料の徴収を行うと営利事業とみなされ、市役所始め各総合事務所、市のあらゆる体育施設、文化施設、更には地元のスーパーやコンビニ等で、ちらしやポスターの掲示ができない、断られてしまいます。また、無料にすることで、子供からお年寄りの方まで、気軽に観覧に立ち寄って頂きたいと思っています。

⑤過去の提案時、プレゼンテーションにおいて印刷物のコストカットを検討するよう当時の委員から指摘がありました。その後検討はなされましたか。

(回答)：昨今の事情では紙資源のコストは年々上昇していて、値上がりしているようですが、ポスター、チラシ作成業者は、ほぼ毎年変わらない予算（消費税分は増えた）で作成をさせていただいており、またデザイン料（版代含む）、配送料はサービスにさせていただいています。見積り金額については妥当なものと考えています。

また、チラシ、ポスターデザインも秀逸で、過去どのデザインも UMA メンバー全員からの評価が高いです。

但し、コストカットせよと言うのであれば、今年のコンサートのどちらか一方だけでも、もう 1~2 社別の業者に声をかけ、既存業者とコンペ形式にして、デザインが良く見積価格の安い方を採用するという事も考えてみます。

⑥年々補助金の希望額が増加してきているが、今後の事を見据えて自主運営の方向性を考えているか。

- ・参加者からの参加費の徴収
- ・ゲスト出演料を抑える工夫
- ・寄付金を募る など

(回答)：自主予算での運営は全く考えていません。

そもそも営利目的ではなく、関わるスタッフは地域住民で、すべてボランティアによって賄われています。

UMA のコンセプトが、単なる音楽の愛好家の集まりにはあらず、好きな音楽や表現を通じた地域での世代を超えた交流を、どなたにも提供したいという事、地域の活性化や楽しみの創造を進めてゆくことが主目的であるため、入場料の徴収や寄付金を募るということは、儲けるとかお金目当てといった、負のイメージを持たれる恐れがあると思います。

また、出演者から参加費の徴収をするということは、それなりの行き届いた運営体制や高い音響レベルを準備することが求められることになり、現体制に於いては手さぐりでの運営状態にて、そこまでの責任を負うことは困難と考えています。

ゲストとして過去に出演してくださった方々、すべて市外のプロの方であり、往復経費込みでの出演料で快く引き受けてくださっており、なおかつ素晴らしい演奏演目をご披露くださり、来場者の満足度は毎回高いものとなっています。演奏技術、知名度、実績をある程度備えていらっしゃるゲストによる「ホンモノ」に触れる機会は貴重です。出演料は現段階より高額なお支払いはできませんが、低額な予算立てをしてゲストの演奏の質をさげるようなことは避けたいと考えます。

⑦野外コンサート事業、機材借用について、NPO 法人夢あふれるまち浦川原で購入している機材を使用して、不足分のみ借用できないか。

(回答)：もちろんその予定です。

最低限の機材は揃いましたが、管理や置き場所の問題で、どうしても自前で持てない大型の機材や音響機器などで不足する分は、今年も借用する予定です。

⑧イベントチラシについて、イベント毎に 3,000 枚を発行している。ウイルス対策を考慮したとき、合わせて発行した方がよい。

(回答)：予定している二つのコンサート、開催時期が3ヶ月ほど間が空いてて、先の方のチラシ作成時期頃には、後の方のゲストや詳細がまだ決まっていなことも考えられ、合わせて告知することは困難です。

また、コンセプトと内容が全く別物であり、特に野外で行う山本ぶどう園でのコンサートは、飲食出展者に参加してもらう予定でもあり、誌面に店名告知や注意事項など記載することがそれなりに多くあり、一つのチラシで二つのお知らせ掲載するのは、どちらも中途半端な内容しか伝えられないと思うことから、それは全く考えていません。

⑨毎年、地域活動支援事業を申請するのか。令和元年もほぼ同額であった。自助努力の姿が見えてこない。

(回答)：はい、今後も毎年申請して、音楽を通じた活動をしてゆく予定です。昨年までは自前機材を揃える部分で、補助金を活用させて頂きました。今年は機材購入でなく、その機材を有効に活用したイベントコンサートをもう一つ追加したので、結果的に同額くらいになりました。

レベルの高い音楽に触れる機会もあり、自分の力を発表する機会もあり、地域の人がこんな事もできるんだと確認できる機会でもあり、特に山本ぶどう園での野外コンサートは、山本ぶどう園の宣伝と、部活や発表の機会を逃した中学生や子ども達の励みになる機会を、一つでも増やしてあげたいという思いも込めて、私たち UMA の今年の目標に掲げさせてもらいました。

特段何か無駄なものを計上してることはないと思われ、開催や運営、告知宣伝に関わる業者に於いては、それが彼らの生きてゆく大事な収入ですし、対応してくれるそういう業者が地元にあるからこそ、我々の活動ができると大変感謝しておる次第です。

<補足>

地域協議会委員の皆様には、是非今年我々が開催する二つのコンサートの内、どちらかにはご来場頂きたいなと思っています。

どのように運営し、来場したお客様の反応はどうか、出演者はどのような人達なのか、ゲスト出演者のレベルはどんなであるか、などなどちょっとでも見て頂ければ、我々UMAが掲げている趣旨をご理解頂けるのではないかと思います。

運営側、出演者、お客様、三方良しの結果を残すイベントを行うには、それなりの経費はどうしても掛かってしまいます。

その予算規模を少なくしたら、必然と誰かの持出か、或は観覧客側から見たら、音響やクオリティが低いものを見せられた、時間の無駄だった、になりかねないことを危惧します。

運営側ができることには限界があり、音を楽しませる、聴かせるには、また出演者が気持ち良く演奏に集中するには、それなりの環境を整えないとならないことを、どうかご理解ください。

また、毎年きちんとチラシ、ポスターを作成し、折込までしているのは、UMAの存在意義を知って頂きたいことと、毎年恒例行事であることの認知を上げてゆきたいこと、更には浦川原の住民の人達は地域活動に積極的！といったことも、手前味噌ながら宣伝してゆきたいという意図があります。

実際にUMAに最近新しく加入したメンバー、浦川原区外の方が増えていきます。その方たちは過去にポスターを見てコンサートに訪れ、自分も一緒に何かやりたいと我々に賛同してくれた方々でもあります。

更にUMAのコンサートへの出演希望者は年々増えており、枠が無くてお断りするくらいなら、もう一つ発表の機会を増やそうという意図もあって今年は二つの企画を立てた次第です。

毎年少しずつではありますが、着実にやってきたことの成果は出ていることを感じております。

結びに、現在のこのコロナ騒ぎの中ではありますが、8月の野外コンサートは7月中旬頃、11月下旬のファミリーコンサートは9月末頃に、その時の情勢や状況を踏まえて、開催の可否を判断することと考えています。

地域協議会委員から提出のあった質問事項

事業番号：6 事業名：草刈り等に係る地域活性化事業

提案団体：NPO法人 夢あふれるまち浦川原

質問内容

①備品としての購入又は活用にならないようにして下さい。

(回答)： 当法人では「住民組織」というその必要存在意義により、地域貢献という大きなテーマ(命題)も持っていると考えています。最低限の維持管理費で、草刈機を必要とする地域、諸団体への貸し出しを行い有意義に利用していただきます。また草刈りをしなければならないがその責任所在や経費が設定されずに困っているケースもあります。それらについても貢献できると考えています。(当法人が展開している事業全てが地域の貢献につながっている)

②減額採択や不採択の場合でも事業は実施しますか。

(回答)： 減額採択及び不採択の場合は実施しません。

③現在、閉校になった小学校のグラウンドの草刈り作業を行っているのは貴法人ですか。または別の団体ですか。

(回答)： 別の団体です。旧中保倉小学校、末広小学校 共に上越市の所有です。上越市が責任を持って管理しています。

④この事業を活用した小学校グラウンドの草刈り作業は、貴法人による自主的なものですか。それとも市からの受託事業ですか。

(回答)： 自主的なものです。現在作業されている関係団体と協議しながら進めます。

⑤地域活動団体への貸し出しを行う上での安全管理とはどのように行うのですか。また、労務管理とは何を指していますか。

(回答)：安全管理・・・草刈機の運搬のための軽トラックへの積み込み時、積み下ろしの事故防止、また運転作業時の事故防止の指導など具体的に、機械の操作を交えて指導管理します。また重過労働にならない様に指導します。
労務管理・・・運転作業、集草作業等の作業時間、実働、休憩時間などの指導を行い管理します。また内規を作成し、取り扱い、安全などについて管理します。

⑥導入する機械の保管場所はどこですか。事前協議の必要なしということは、公共施設ではないと思われそうですが。

(回答)：狭い場所で間に合うため、民間所有の車庫を借用して保管します。
車庫のシャッターの施錠、草刈機本体の盗難防止の策を施し管理します。

⑦閉校小学校の「イノシシ対策」等の草刈りは、上越市からの委託事業ですか。

(回答)：委託事業ではありません。上越市は業者等に委託していません。

⑧上越市及び他からの委託事業で委託料が発生している場合のみ、お聞かせください。委託料金内での事業は難しいのか、又、何を基準に難しいと判断されるのか、お聞かせください。

(回答)：提案書の中の 2、(2) 事業の目的及び期待する効果 の中に明記してありますが、「難しい」という表現は一切ありません。

⑨上越市及び他からの委託事業で委託料が発生している場合のみ、お聞かせください。乗用草刈り機を地域活動団体に貸出す際は無償ですか、又、推測で結構ですが、どの程度の利用を予定されておられますでしょうか。

(回答)： 無償です。寄付金方式で検討します。理由は維持管理費が発生するからです。(刈刃の消耗品代、オイル交換、ベルトテンションの調整、空気圧等のメンテナンス等) 書面による管理台帳を作成し、内規をもとに管理します。
10回(70時間)程度を想定しています。(1年間)

⑩地域全体にこの乗用タイプの草刈り機を周知する具体的な方法を教えてください。

(回答)： ・NPO の広報誌「夢だより」にて情報提供します。
・デモンストレーションなどを行い発信します。(ほくほく線虫川駅前公園等で)
・町内会長連絡協議会と連携をとり周知に努めます。

⑪作業効率の他に、何を目標しているか。

(回答)： ① の回答をご参照ください。
交流人口の増加を計る計画もあり、訪れる諸施設等が見苦しくなく、不備等が発生しないように管理者等に広くアピールする目的もあります。

⑫利用目的にイノシシ対策とあるが、現実にはイノシシばかりではなく、広く公共の場所等の草刈りの負担軽減をする為とした理由付けが良いのはいか。(イノシシ対策はもう少し本格的対策が必要と考える)

(回答)： 提案書の中の2の(2) 事業の目的及び期待する効果 の下段に明記してありますが 公共的な利活用も推進します。

⑬法人が管理するというが、メンテナンス費用等どうするのか。又、貸し出しするには料金設定が必要。メンテナンス費用を算定した上で決定願いたい。

(回答)： 貸し出しについては⑨の回答をご参照ください、寄付金というかたちで検討します(燃料費は別)。金額については、維持管理費を考慮し1回の使用単位で設定します。

⑭小学校グラウンド、ゆあみ、大杉駅だけでは能力が余りある。人手不足の集落等広く使える方向性を求めたい。

(回答)： 提案書の中の2の(2) 事業の目的及び期待する効果 の下段に明記してありますが、公共的な利活用も推進します。

⑮草刈り機モアは、軽トラックにて運搬は出来るのか。

作業免許は必要になるのでは。

作業を行う場合、最低何人必要なのか。

(回答)： 草刈機本体の総重量が240kgであるため、軽トラック(最大積載量350kg)に積載して運搬できます。免許は不要。(刈り払い機は安全衛生教育受講終了者が望ましい) 作業運転者は1名。集草、片付け等は別途現場の状況等により数名が必要。

⑯乗用草刈り機とあるが、機種ははたして用途に適しているか疑問に思う。

山間地でもある為、ある程度傾斜地に対応した機種選定を視野に入れるべきではないか。

(回答)： 乗用草刈機は主に平坦地で使用する。傾斜地で使用する4輪タイプは、ラジコンタイプ(ロータリーモア、ハンマーモアがあるが、高価であり作業性や仕上がりが悪い)と歩行タイプ(ロータリーモア、スパイダーモアなどがあるが刈り幅が狭く作業効率が悪い)がある。使用目的(用途)と効果を熟慮のうえ機種選定を行ったものであり特に機種選定については問題が無いと考えます。

地域協議会委員から提出のあった質問事項

事業番号：7 事業名：うらスポフェスタ等地域活性化事業

提案団体：NPO法人 うらがわらスポーツクラブ

質問内容

①備品としての購入又は活用にならないようにして下さい。

(回答)： うらスポフェスタ事業を始め、各種イベント等での利用
また貸出しも行う予定です。

②キンボールに関して、前に事業で購入した物品の活用はどうなっていますか。
今回のものも有効に活用して下さい。

(回答)： カラーリングは、うらがわらスポーツクラブ主催の健康スポーツ祭
での体験会、また老人会等のイベントなどで活用しています。
また、浦川原区以外からの借用申請もあり、有効に活用しています。
今後も積極的に小中学生を含め、ニュースポーツの推進事業を行う
予定です。
(昨年は、老人会のイベント・他区・施設への貸出しなど4回活用)

③種目はアンケート等で需要を把握した結果ですか。キンボールを選定した理由を教えてください。

(回答)： 毎回、安塚区・大島区からお借りしている為です。
小学校でのスポーツクラブや、中学校の親子活動での活用。
また昨年からはじめた、うらスポフェスタでは、キンボールを行い今後も
継続していく予定です。キンボールは親子でも楽しめ、とても人気
のあるスポーツです。
今後もうらスポフェスタだけではなく、幅広く活用できるものと考えて
しています。

④音響設備の購入を提案されていますが、過去、地域活動支援事業で複数の団体が同様に器材を購入しています。その団体からの借用は検討されましたか。レンタルや借用で経費節減できない理由は何ですか。
(同様の質問が他に1件あり)

(回答)： ⑧にて回答します。

⑤キンボールは問題ないと思いますが、音響設備は昨年 NPO 法人夢あふれるまち浦川原から借りて使用していた。今回購入に当たり、どのように使うのか説明してほしい。
(NPO 法人夢あふれるまち浦川原から借りて使用は不可なのか。同法人は他団体へも貸し出しをする為に購入した)

(回答)： ⑧にて回答します。

⑥新型コロナウイルスの関係で、各スポーツ団体の行事が、中止、延期の中、うらスポではどの様な対応になるのか。

(回答)： うらスポフェスタの実施予定日は10月4日ですが
今後の社会情勢をみながら検討、決定する予定です。
また、毎年6月開催のマラソン大会は、中止を決定しました。
今回は、マラソン大会開催告知前(参加者募集チラシ・ポスター配布)
でしたので、中止の案内も特に出していません。

⑦参加率向上へ向けての対策を、今後どうされていくのか。具体的案があったら教えて頂きたい。

(回答)： 昨年、健康スポーツ祭から うらスポフェスタと名称を変更し
また、内容も各団体の協力を得て大幅に改善しました。今年はさらに、
区民の皆さんがもっと気軽に参加しやすいように理事会を行い検討
していくつもりです。

⑧音響設備については、「NPO 法人うらがわらスポーツクラブ」単独で所持しなければならないのですか。昨年よりテント、音響設備、その他イベント用品は、NPO 夢あふれるまち浦川原で揃えて、協同使用することに申し合わせして、昨年より進め、今年もその主旨で4件も申請を出している。協同使用することにより、有効な活用ができています。
すでに音響設備については利用されている。
過去にも多くのものを購入されているが、有効活用がみえていない部分もある。(同様の質問が他に1件あり)

(回答)：④・⑤・⑧と同じ音響に関する質問ですのでこちらで回答させていただきます。

まず、音響設備といっても全く同じものを提案しているわけではないことをご理解して頂きたいです。

昨年も同じ音響設備を提案させていただきましたが NPO 夢あふれるまち浦川原の音響設備が優先され、マラソン大会の時には借用することになりました。しかしながら、マラソン大会等のイベントで使用するにはスピーカー等も大きく少し扱いづらい部分もありました。スポーツクラブが購入を希望している音響設備は、コンパクトで簡単に操作ができ、イベント中の音楽再生も音源を準備する必要もなくスマートフォン等利用できます。とてもコンパクトで操作も簡単です。もちろんとても扱いやすいので小中学校や他団体への貸出しも視野にいられています。

UMA で使用する設備、NPO 夢あふれるまち浦川原がうらがわら祭りをメインに使用するために準備した設備、そしてスポーツクラブが使用を希望する設備、やはりそれぞれ目的が違うと思います。ぜひ、そのあたりを公平に検討、お願いいたします。

諮問案件における書面審議について（案）

1 書面審議に関する事項を定める理由

- ・ 地域自治区の設置に関する条例第 7 条第 2 項で定める事項については、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。（例外規定なし）
- ・ 一方で、地域協議会が開催できないことを理由に、諮問案件を審議しないことは、市の事業の停滞を招き、関係者との関係を損ね、財政面での負担が生じる要因ともなりえる。
- ・ これらのことを踏まえ、必要な地域協議会としての意見をまとめ、市政に反映するための手法として、書面による審議とするもの。

（参考）地域自治区の設置に関する条例第 7 条第 2 項で定める事項

- ・ 上越地域合併協議会が作成した新市建設計画を変更しようとする場合
- ・ 地域自治区の区域内の重要な公の施設の設置及び廃止に関する事項
- ・ 地域自治区の区域内の重要な公の施設の管理の在り方に関する事項
- ・ 市が策定する基本構想等のうち、地域自治区の区域に係る重要事項

2 書面審議による会議の運営に関して定める事項

(1) 書面審議を実施する条件

- 【案】・ 委員の生命の危険又は健康を害する恐れがあり、会議を招集できない場合または招集することが適当ではない場合
- ・ 前項の場合により、当該案件について、会議を招集し、審議するいとまがない場合
 - ・ その他、前 2 項に類するとして会長が認める場合

(2) 書面審議の実施に係る判断

- 【例】①会長が決定（会長に一任）
- ②正副会長の協議により、会長が決定
- ③過半数の委員が書面議決に賛同した場合

(3) 書面審議の表決

- 【案】・ 委員の過半数の意思表示をもって会議の議決があったものとみなす
- ・ 前項において、可否同数のときは、会長の決するところによる
 - ・ 【例】 附帯意見の取扱については、
 - ①会長が決定する（会長に一任）
 - ②正副会長の協議により、会長が決定する
 - ③意見集約の結果及び答申案の確認において、要否を表明することとする

3 その他

- ・ 書面による審議が必要な案件については、諮問案件に準じた方法により審議を行う。